

## 「私募社債の取引状況」の集計対象となる取引の範囲

### 集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の本店、支店、その他の営業所において、当月中に取り扱った私募社債の売買取引等。

### 集計対象となる金融商品

私募により本邦において発行される有価証券のうち、次に掲げるもの。

- 1 金融商品取引法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）並びに同法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券及び短期社債等を除く。）
- 2 金融商品取引法第2条第1項第11号に掲げる有価証券（投資法人債券に限る。）

買入額及び売却額は約定日ベースにより集計。

### 集計基準

「引受額」及び「取扱額」は払込日ベースにより、「売買高」は約定日ベースにより集計。

「引受額」：会員が引き受けた（引受責任を有する）私募社債の総額。

「取扱額」：会員及び特別会員における有価証券の取得の申込みの勧誘であって有価証券の募集若しくは売出しに該当しない取扱いを行った私募社債の総額。

「売買高」：会員の買入額及び売却額。

外貨建のものについては、「外国為替の取引等の報告に関する省令」第35条第2号に基づくレート（いわゆる「報告省令レート」）により換算。